

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定下水道工事業者の破産管財人から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者としての営業の廃止届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年7月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止業者名

京都市伏見区深草平田町3-3

有限会社 KAWAI

代表取締役 河井 大

2 廃止届出年月日

平成26年6月17日

(上下水道局下水道部管理課)